

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱

藤井寺市小規模保育延長保育補助金交付要綱（平成２８年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、藤井寺市内に所在する小規模保育事業所及び認可外保育施設（以下「小規模保育事業所等」という。）の設置者に対し、保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図るため、予算の範囲内で、補助金を交付することについて、藤井寺市補助金交付規則（昭和４８年藤井寺市規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模保育事業所 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第１０項に定める小規模保育事業のうち、同法第３４条の１５第２項の規定により市の認可を受けた小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (2) 認可外保育施設 児童福祉法第５９条の２の規定により届け出ている施設をいう。

（補助事業者）

第３条 補助金の対象者は、別表第１に定める補助項目ごとにそれぞれ対象施設欄に定める小規模保育事業所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第４３条第１項の規定による確認を受けた施設に限る。）及び認可外保育施設で、保育内容及び運営の充実並びに子育て支援の推進等を図る目的を達成するための事業を計画し、実施するもの（以下「補助事業者」とする。）

（補助の要件）

第４条 補助事業者のうち、小規模保育事業所については、施設及び運営が藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年藤井寺市条例第１７号）に定める基準に適合するものでなければならない。

（補助金の種別）

第５条 この補助金の対象となる補助種別、補助項目、対象施設、補助要件、補助対象経費、補助対象額、補助基準額及び補助基本額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（交付の申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が指定する期日までに、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定し、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請をした者

に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者が、当該決定に係る補助事業のうち次に掲げる内容を変更しようとするときは、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費等の変更をしようとするとき。

(変更の承認等)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認するときにおける補助金の額を決定し、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(中止又は廃止の届出等)

第10条 補助事業者が、当該決定に係る補助事業を中止又は廃止しようとするときは、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金中止・廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、次に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 実績報告の額が交付決定額(変更決定を含む。以下同じ。)と同額又はそれを超えた場合は、交付決定額をもって補助金の額を確定する。

(2) 実績報告の額が交付決定額に満たない場合は、実績報告の額をもって補助金の額を確定する。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したのち、藤井寺市小規模保育事業所等補助金精算書(様式第8号)により速やかに補助金を精算するものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、その確定した額を超えて補助金が交付されているときは、その差額について、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金返還請求書(様式第9号)により補助事業者に対して返還を求め、補助事業者は市長が指定する日までに補助金を返還するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第14条 補助金の交付は、第7条の規定による交付決定後に行うものとし、交付月及び各月の交付割合は次に定めるところによる。

(1) 6月 第7条による交付決定額の4割相当額

(2) 11月 第7条による交付決定額の4割相当額

(3) 翌年5月 第12条により確定した額から前2号の交付済額を控除した額

2 前項で規定した交付月のうち、6月及び11月については概算払とし、翌年5月については精算払とする。

3 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた後、前項に規定する交付時期ごとに市長が指定する期日までに藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

4 市長は、第9条に基づき交付決定額に変更があった場合は、第1項の規定にかかわらず、適宜、その交付割合を見直すものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外又は不当に使用したと認められるとき。

(3) 補助対象経費を変更し、又は中止したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、又は市職員に補助事業の実地状況について調査若しくは質問をさせることができる。

（関係書類の整備）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業年度終了の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所運営費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月22日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行し、改正後の藤井寺市小規模保育事業所等運

営費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助種別		No.	補助項目	対象施設	補助要件	補助対象経費	補助対象額	補助基準額	補助基本額
小規模保育運営費補助	人件費	1	嘱託医等手当加算	小規模保育事業所	嘱託医師及び嘱託歯科医師を配置していること。	嘱託医師及び嘱託歯科医師に対して支払う報酬	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額。ただし、保育所運営費に含まれる嘱託医等手当176,410円を控除する	1施設 150,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては次により算定された額による。 12,500円×実施月数	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		2	職員研修費加算	小規模保育事業所	公定価格の処遇改善等加算費対象職員に職務に関わる研修を受けさせていること。	研修の参加負担金及び講師謝礼	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1人当たり 5,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		3	職員健康管理費加算	小規模保育事業所	公定価格の処遇改善等加算費対象職員に健康診断等を受けさせていること。	健康診断・予防接種等にかかる経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1人当たり 7,000円 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
	事業費	4	児童健康診断費加算	小規模保育事業所	入所児童の健康診断を実施していること。	検診(検尿を含む)に必要な経費及びそれに付随する物品等にかかる経費。ただし、嘱託医等手当加算に含まれる費用を除く。	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	200円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		5	行事費加算	小規模保育事業所	入所児童を対象とした行事を実施していること。	行事の開催に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	2,000円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		6	給食内容充実事業	小規模保育事業所	国が定める基準額以上に入所児童の給食に要する材料費(主食、副食給食)を充実させていること。	給食材料に対する経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	200円×入所児童数×12 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		7	保育材料費加算	小規模保育事業所	国が定める基準額以上に入所児童の保育に要する保育教材を充実させていること。	保育材料費に対する経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1,000円×入所児童数 【基準日4月1日】 ただし、年度途中開所の場合においては開所日を基準日とする。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		8	延長保育事業 (保育短時間認定分及び保育標準時間認定分)	小規模保育事業所	国が定める延長保育事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	延長保育事業補助基準額表(別表第2)に基づく。	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		9	保育士宿舍借り上げ支援事業	小規模保育事業所	国が定める保育士宿舍借り上げ支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
		10	保育補助者雇上強化事業	小規模保育事業所	国が定める保育補助者雇上強化事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		11	感染症対策のための改修整備等事業	小規模保育事業所	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における感染症対策のための改修整備等事業(保育所等における使用済みおむつの処分の実施に必要な改修等に限る。)を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	1施設当たり1,029千円	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額
		12	性被害防止対策に係る設備等支援事業	小規模保育事業所	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
		13	保育所等におけるICT化推進等事業	小規模保育事業所	国が定める保育対策総合支援事業費補助金における保育所等におけるICT化推進等事業(業務のICT化等を行うためのシステム導入、翻訳機等の購入)を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
		14	地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	小規模保育事業所	国が定める地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業を実施していること。	事業実施に必要な経費	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄附金等の収入を控除した額	国庫補助対象事業の補助基準額	補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額

別表第2(第5条関係)

延長保育事業補助基準額表

保育短時間認定分(在籍児童1人当たり年額)

	1時間	2時間	3時間
A型・B型	14,000	28,000	42,000
C型	17,700	35,400	53,100

保育標準時間認定分(1事業当たり年額)

自園調理等	30分	1時間	2～3時間	4～5時間	6時間以上
A型	600,000	1,422,000	1,760,000	4,497,000	5,222,000
B型	600,000	1,422,000	1,760,000	4,497,000	5,222,000
C型	600,000	1,422,000	1,760,000	4,475,000	5,201,000
その他	30分	1時間	2～3時間	4～5時間	6時間以上
A型	600,000	1,375,000	1,605,000	3,655,000	4,074,000
B型	600,000	1,375,000	1,605,000	3,655,000	4,074,000
C型	600,000	1,375,000	1,605,000	3,633,000	4,053,000

延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

ただし、保育標準時間認定分における1時間以上の区分については、平均対象児童数が3人未満の場合は適用されない(30分区分の適用となる)。

平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

朝夕の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、朝夕それぞれで適用すること。ただし保育短時間認定児について、朝夕それぞれの延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を朝夕合算して算出すること。

保育短時間認定児について、11時間の開所時間を超える延長保育を実施した場合は、各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様とし、各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出するものとする。

様式第1号(第6条関係)

年度 藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

標記の補助金について、交付を受けたいので、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金申請額

円

様式第 2 号（第 7 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付（不交付）決定通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付けで申請のあった藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金については、下記のとおり決定しましたので、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 決定事項 交付 不交付

2 交付決定額 金 円

3 不交付の理由

4 交付の条件

- (1) 補助事業の内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業にかかる収入及び支出については常時書類を整備し、かつ事業完了後 5 年間保管し、市長が必要と認めた場合は、これを提出しなければならない。
- (5) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書を市長が指定する期日までに提出しなければならない。その様式は藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱の様式第 6 号によるものとする。

各号の条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号(第8条関係)

年度 藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金変更交付申請書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定を受けた藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更交付申請額

円

区分	変更交付申請額	変更前交付決定額	差引所要額
小規模保育事業所等運営費補助金	円	円	円

2 変更を必要とする理由(できるだけ具体的に記入してください。)

様式第4号（第9条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金変更承認（不承認）通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付けで変更の申請のあった藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金については、下記のとおり決定しましたので、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------|----|-----|
| 1 | 決定事項 | 承認 | 不承認 |
| 2 | 交付決定額 | | |
| | （1）変更後交付決定額 | 金 | 円 |
| | （2）変更前交付決定額 | 金 | 円 |
| | （3）差引所要額 | 金 | 円 |
| 3 | 不承認の理由 | | |

様式第5号（第10条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金中止・廃止届出書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定のあった藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金について、下記のとおり中止・廃止したいので関係書類を添えて届出します。

記

1 中止・廃止しようとする事業

2 中止・廃止しようとする理由

様式第6号(第11条関係)

年度 藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金実績報告書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法人名

代表者名

施設名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定を受けた藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金実績報告書について、関係書類を添えて報告します。

補助金所要額	円
補助金交付決定額	円
精算額	円

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付額確定通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号で交付の決定をした藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金については、次のとおり確定しましたので、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円
(返還額 金 円)

2 補助金交付の条件は、 年 月 日付け藤井寺市指令 第 号のとおりである。

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等補助金精算書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号により交付の決定を受けた藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金について、年 月 日付け藤井寺市指令 第 号確定通知書に基づき、下記のとおり精算します。

記

精 算 額	金	円
交 付 確 定 額	金	円
概算交付済額	金	円
返 還 額	金	円

様式第 9 号（第 13 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金返還請求書

藤井寺市第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺指令 第 号確定通知書に基づき、すでに交付した補助金について、下記のとおり返還されるよう請求します。

記

返還額 金 円

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付請求書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

（振込先）

口座名義	
口座名義カナ	
金融機関名	
本支店名	
口座番号	
預金種別	

請求書発行責任者名： 連絡先電話番号：

請求書発行担当者名： 連絡先電話番号：

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付決定取消通知書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号で交付を決定した藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金については、下記のとおり決定を取り消しましたので、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

1 取り消した理由

様式第 12 号（第 16 条関係）

藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金返還命令書

藤井寺市指令 第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名

藤井寺市長

年 月 日付け藤井寺市指令 第 号で交付を決定した藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金について、藤井寺市小規模保育事業所等運営費補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還することを命ずる。

記

- 1 返還すべき額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法 別紙返納通知書による